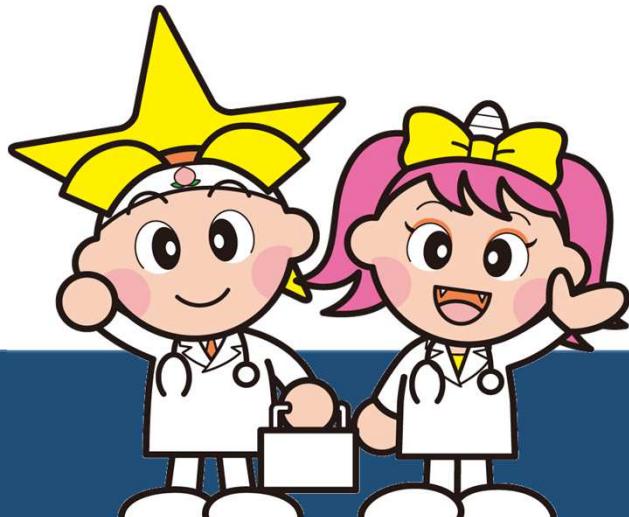


診療所等向け経済対策関係補助金説明会



©岡山県「ももっち・うらっち」

令和8年2月13日(金) 19時～
岡山県保健医療部医療推進課

本日の内容

- 1 本日の説明会について
- 2 令和7年度の国の経済対策について
- 3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内
 - ① 診療所等物価上昇対策支援金
 - ② 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金
 - ③ 診療所等賃上げ補助金
- 4 ホームページ等のご案内



本日の内容

- 1 本日の説明会について
- 2 令和7年度の国の経済対策について
- 3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内
 - ① 診療所等物価上昇対策支援金
 - ② 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金
 - ③ 診療所等賃上げ補助金
- 4 ホームページ等のご案内



1 本日の説明会について

○対象

- ・岡山県内の診療所（有床診療所、無床医科診療所、歯科診療所）
- ・岡山県内の訪問看護ステーション

○注意事項

- ・国や他の都道府県が実施する、同様の支援事業について、今回の説明内容が必ずしも当てはまるとは限りません。
- ・国の実施要綱に沿って実施する支援については、今後、国の要綱改正があった場合、内容が変更になることがあります。

本日の内容

- 1 本日の説明会について
- 2 令和7年度の国の経済対策について
- 3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内
 - ① 診療所等物価上昇対策支援金
 - ② 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金
 - ③ 診療所等賃上げ補助金
- 4 ホームページ等のご案内



2 令和7年度の国の経済対策について(厚生労働省関係)

【〇「医療・介護等支援パッケージ」(医療分野)】
施策名:医療・介護等支援パッケージ(医療分野)
令和7年度補正予算案 10.3

① 施策の目的

- 経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。
- また、現下の物価上昇を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進のための施設整備等、機関に対する支援を実施する。
- さらに、物価上昇の影響を受けた医療機関の資金繰りを的確に支援するため、(独)福祉医療機構資等を着実に実施する。
- 賃上げを下支えし、人手不足にも対応するため、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の生産性向上に率先して取り組む医療機関を支援する。
- 病床数の適正化を進める医療機関に対しては、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取り組み点から、地域の医療ニーズを踏まえ必要な支援を実施する。
- 出生数減少等の影響を受けている産科施設や小児医療の拠点となる施設への支援も実施する。

③ 施策の概要

- ア 賃上げ・物価上昇に対する支援 【5,341億円(賃上げ1,536億円・物価上昇3,805億円)】
- イ 施設整備の促進に対する支援 【462億円】
- ウ (独)福祉医療機構による優遇融資等の実施
【804億円(優遇融資を行うための(独)福祉医療機構の財政基盤安定化等・資本性劣後ローンの融資財源)
※ 別途、優遇融資の融資財源は財投要求を行う】
- エ 医療分野における生産性向上に対する支援 【200億円】
- オ 病床数の適正化に対する支援 【3,490億円】
- カ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療従事者の賃上げ支援を実施することや物価上昇局面においても医療サービスを円滑に実施するための支援等を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

ア 賃上げ・物価上昇に対する支援
イ 施設整備の促進に対する支援
ウ (独) 福祉医療機構による優遇融資等の実施
エ 医療分野における生産性向上に対する支援
オ 病床数の適正化に対する支援
カ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援

2

2 令和7年度の国の経済対策について(厚生労働省関係)

【〇医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】																																																												
施策名:ア 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援【交付額】																																																												
<病院>																																																												
【基礎的支援】																																																												
<table border="1"><thead><tr><th>1床あたり</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金分</td><td>8.4万円</td></tr><tr><td>物価分</td><td>11.1万円（※）</td></tr></tbody></table>		1床あたり	支援額	賃金分	8.4万円	物価分	11.1万円（※）																																																					
1床あたり	支援額																																																											
賃金分	8.4万円																																																											
物価分	11.1万円（※）																																																											
※全身麻酔手術件数又は分娩取扱数（分娩取扱数にあっては3を乗じた数）が800件以上、2,000件以上の病院（救急車受入件数3000件未満に限る）にあっては、それぞれ1施設2,000万円、8,000万円を加算。救急加算との併給不可。																																																												
【救急に対応する病院への加算】																																																												
<table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th>救急車受入件数 1件以上1,000件 未満</th><th>救急車受入件数 1,000件以上</th><th>救急車受入件数 2,000件以上</th><th>救急車受入件数 3,000件以上</th><th>救急車受入件数 5,000件以上</th><th>救急車受入件数 7,000件以上</th></tr></thead><tbody><tr><td>救急加算額</td><td>500万円</td><td>1,500万円</td><td>3,000万円</td><td>9,000万円</td><td>1.5億円</td><td>2億円</td></tr></tbody></table>		1施設あたり	救急車受入件数 1件以上1,000件 未満	救急車受入件数 1,000件以上	救急車受入件数 2,000件以上	救急車受入件数 3,000件以上	救急車受入件数 5,000件以上	救急車受入件数 7,000件以上	救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2億円																																													
1施設あたり	救急車受入件数 1件以上1,000件 未満	救急車受入件数 1,000件以上	救急車受入件数 2,000件以上	救急車受入件数 3,000件以上	救急車受入件数 5,000件以上	救急車受入件数 7,000件以上																																																						
救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2億円																																																						
※1 三次救急病院については、救急受入件数が5,000件未満の場合、上記の各区分の加算を適用せず、1億円を加算する。 5,000件以上の場合は、上記の各区分の加算額（1.5億円または2億円）とする。																																																												
※2 別途、病床数適正化支援、施設整備等支援及び産科・小児科支援や、食費・光熱費等に対して「重点支援地方交付金」による支援が行われる。																																																												
<table border="1"><tr><td><有床診療所></td><td><医科無床診療所・歯科診療所></td><td><保険薬局></td><td><訪問看護ST></td></tr><tr><td><table border="1"><thead><tr><th>1床あたり</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>7.2万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>1.3万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>8.5万円</td></tr></tbody></table></td><td><table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th colspan="2">支援額</th></tr><tr><th></th><th>医科無床診療所</th><th>歯科診療所</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>15.0万円</td><td>15.0万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>17.0万円</td><td>17.0万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>32.0万円</td><td>32.0万円</td></tr></tbody></table></td><td><table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th colspan="3">支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)</th></tr><tr><th></th><th>~5店舗</th><th>6~19店舗</th><th>20店舗~</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>14.5万円</td><td>10.5万円</td><td>7.0万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>8.5万円</td><td>7.5万円</td><td>5.0万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>23.0万円</td><td>18.0万円</td><td>12.0万円</td></tr></tbody></table></td><td><table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>22.8万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>(介護より)</td></tr><tr><td>合計</td><td>22.8万円</td></tr></tbody></table></td></tr></table>		<有床診療所>	<医科無床診療所・歯科診療所>	<保険薬局>	<訪問看護ST>	<table border="1"><thead><tr><th>1床あたり</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>7.2万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>1.3万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>8.5万円</td></tr></tbody></table>	1床あたり	支援額	賃金	7.2万円	物価	1.3万円	合計	8.5万円	<table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th colspan="2">支援額</th></tr><tr><th></th><th>医科無床診療所</th><th>歯科診療所</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>15.0万円</td><td>15.0万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>17.0万円</td><td>17.0万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>32.0万円</td><td>32.0万円</td></tr></tbody></table>	1施設あたり	支援額			医科無床診療所	歯科診療所	賃金	15.0万円	15.0万円	物価	17.0万円	17.0万円	合計	32.0万円	32.0万円	<table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th colspan="3">支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)</th></tr><tr><th></th><th>~5店舗</th><th>6~19店舗</th><th>20店舗~</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>14.5万円</td><td>10.5万円</td><td>7.0万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>8.5万円</td><td>7.5万円</td><td>5.0万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>23.0万円</td><td>18.0万円</td><td>12.0万円</td></tr></tbody></table>	1施設あたり	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)				~5店舗	6~19店舗	20店舗~	賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円	物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円	合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円	<table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>22.8万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>(介護より)</td></tr><tr><td>合計</td><td>22.8万円</td></tr></tbody></table>	1施設あたり	支援額	賃金	22.8万円	物価	(介護より)	合計	22.8万円
<有床診療所>	<医科無床診療所・歯科診療所>	<保険薬局>	<訪問看護ST>																																																									
<table border="1"><thead><tr><th>1床あたり</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>7.2万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>1.3万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>8.5万円</td></tr></tbody></table>	1床あたり	支援額	賃金	7.2万円	物価	1.3万円	合計	8.5万円	<table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th colspan="2">支援額</th></tr><tr><th></th><th>医科無床診療所</th><th>歯科診療所</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>15.0万円</td><td>15.0万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>17.0万円</td><td>17.0万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>32.0万円</td><td>32.0万円</td></tr></tbody></table>	1施設あたり	支援額			医科無床診療所	歯科診療所	賃金	15.0万円	15.0万円	物価	17.0万円	17.0万円	合計	32.0万円	32.0万円	<table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th colspan="3">支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)</th></tr><tr><th></th><th>~5店舗</th><th>6~19店舗</th><th>20店舗~</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>14.5万円</td><td>10.5万円</td><td>7.0万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>8.5万円</td><td>7.5万円</td><td>5.0万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>23.0万円</td><td>18.0万円</td><td>12.0万円</td></tr></tbody></table>	1施設あたり	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)				~5店舗	6~19店舗	20店舗~	賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円	物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円	合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円	<table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>22.8万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>(介護より)</td></tr><tr><td>合計</td><td>22.8万円</td></tr></tbody></table>	1施設あたり	支援額	賃金	22.8万円	物価	(介護より)	合計	22.8万円						
1床あたり	支援額																																																											
賃金	7.2万円																																																											
物価	1.3万円																																																											
合計	8.5万円																																																											
1施設あたり	支援額																																																											
	医科無床診療所	歯科診療所																																																										
賃金	15.0万円	15.0万円																																																										
物価	17.0万円	17.0万円																																																										
合計	32.0万円	32.0万円																																																										
1施設あたり	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)																																																											
	~5店舗	6~19店舗	20店舗~																																																									
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円																																																									
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円																																																									
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円																																																									
1施設あたり	支援額																																																											
賃金	22.8万円																																																											
物価	(介護より)																																																											
合計	22.8万円																																																											
<table border="1"><tr><td><有床診療所></td><td><医科無床診療所・歯科診療所></td><td><保険薬局></td><td><訪問看護ST></td></tr><tr><td><table border="1"><thead><tr><th>1床あたり</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>7.2万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>1.3万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>8.5万円</td></tr></tbody></table></td><td><table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th colspan="2">支援額</th></tr><tr><th></th><th>医科無床診療所</th><th>歯科診療所</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>15.0万円</td><td>15.0万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>17.0万円</td><td>17.0万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>32.0万円</td><td>32.0万円</td></tr></tbody></table></td><td><table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th colspan="3">支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)</th></tr><tr><th></th><th>~5店舗</th><th>6~19店舗</th><th>20店舗~</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>14.5万円</td><td>10.5万円</td><td>7.0万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>8.5万円</td><td>7.5万円</td><td>5.0万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>23.0万円</td><td>18.0万円</td><td>12.0万円</td></tr></tbody></table></td><td><table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>22.8万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>(介護より)</td></tr><tr><td>合計</td><td>22.8万円</td></tr></tbody></table></td></tr></table>		<有床診療所>	<医科無床診療所・歯科診療所>	<保険薬局>	<訪問看護ST>	<table border="1"><thead><tr><th>1床あたり</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>7.2万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>1.3万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>8.5万円</td></tr></tbody></table>	1床あたり	支援額	賃金	7.2万円	物価	1.3万円	合計	8.5万円	<table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th colspan="2">支援額</th></tr><tr><th></th><th>医科無床診療所</th><th>歯科診療所</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>15.0万円</td><td>15.0万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>17.0万円</td><td>17.0万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>32.0万円</td><td>32.0万円</td></tr></tbody></table>	1施設あたり	支援額			医科無床診療所	歯科診療所	賃金	15.0万円	15.0万円	物価	17.0万円	17.0万円	合計	32.0万円	32.0万円	<table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th colspan="3">支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)</th></tr><tr><th></th><th>~5店舗</th><th>6~19店舗</th><th>20店舗~</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>14.5万円</td><td>10.5万円</td><td>7.0万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>8.5万円</td><td>7.5万円</td><td>5.0万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>23.0万円</td><td>18.0万円</td><td>12.0万円</td></tr></tbody></table>	1施設あたり	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)				~5店舗	6~19店舗	20店舗~	賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円	物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円	合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円	<table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>22.8万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>(介護より)</td></tr><tr><td>合計</td><td>22.8万円</td></tr></tbody></table>	1施設あたり	支援額	賃金	22.8万円	物価	(介護より)	合計	22.8万円
<有床診療所>	<医科無床診療所・歯科診療所>	<保険薬局>	<訪問看護ST>																																																									
<table border="1"><thead><tr><th>1床あたり</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>7.2万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>1.3万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>8.5万円</td></tr></tbody></table>	1床あたり	支援額	賃金	7.2万円	物価	1.3万円	合計	8.5万円	<table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th colspan="2">支援額</th></tr><tr><th></th><th>医科無床診療所</th><th>歯科診療所</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>15.0万円</td><td>15.0万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>17.0万円</td><td>17.0万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>32.0万円</td><td>32.0万円</td></tr></tbody></table>	1施設あたり	支援額			医科無床診療所	歯科診療所	賃金	15.0万円	15.0万円	物価	17.0万円	17.0万円	合計	32.0万円	32.0万円	<table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th colspan="3">支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)</th></tr><tr><th></th><th>~5店舗</th><th>6~19店舗</th><th>20店舗~</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>14.5万円</td><td>10.5万円</td><td>7.0万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>8.5万円</td><td>7.5万円</td><td>5.0万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>23.0万円</td><td>18.0万円</td><td>12.0万円</td></tr></tbody></table>	1施設あたり	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)				~5店舗	6~19店舗	20店舗~	賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円	物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円	合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円	<table border="1"><thead><tr><th>1施設あたり</th><th>支援額</th></tr></thead><tbody><tr><td>賃金</td><td>22.8万円</td></tr><tr><td>物価</td><td>(介護より)</td></tr><tr><td>合計</td><td>22.8万円</td></tr></tbody></table>	1施設あたり	支援額	賃金	22.8万円	物価	(介護より)	合計	22.8万円						
1床あたり	支援額																																																											
賃金	7.2万円																																																											
物価	1.3万円																																																											
合計	8.5万円																																																											
1施設あたり	支援額																																																											
	医科無床診療所	歯科診療所																																																										
賃金	15.0万円	15.0万円																																																										
物価	17.0万円	17.0万円																																																										
合計	32.0万円	32.0万円																																																										
1施設あたり	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)																																																											
	~5店舗	6~19店舗	20店舗~																																																									
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円																																																									
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円																																																									
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円																																																									
1施設あたり	支援額																																																											
賃金	22.8万円																																																											
物価	(介護より)																																																											
合計	22.8万円																																																											

2 令和7年度の国の経済対策について(厚生労働省関係)

<有床診療所>		<医科無床診療所・歯科診療所>		<保険薬局>			<訪問看護ＳＴ>		
1床あたり	支援額	支援額		1施設あたり	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)			1施設あたり	支援額
		医科無床診療所	歯科診療所		～5店舗	6～19店舗	20店舗～		
賃金	7.2万円	賃金	15.0万円	賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円	賃金	22.8万円
物価	1.3万円	物価	17.0万円	物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円	物価 (介護より)	
合計	8.5万円	合計	32.0万円	合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円	合計	22.8万円

「診療所等物価上昇対策支援金」として実施中

「診療所等賃上げ補助金」として実施予定

2 令和7年度の国の経済対策について(内閣府関係)

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー
＜追加額 2.0兆円＞

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援

- ① 食料品の物価高騰に対する特別加算
米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援
- ② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援
低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援
- ③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、そのための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も
- ④ 消費下支え等を通じた生活者支援
物価高騰の影響を受けた生活者に対して普及活用できるマイナポイント等を発行して消費をス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免
※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のため
- ⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生家庭におけるエネルギー費用負担を軽減する高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共交通における価格転嫁の円滑化などの支援
- ⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

令和7年度補正予算

**「医療・福祉施設等
物価高騰対策支援金」
として実施予定**

**⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰
対策支援**

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に
※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に
約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も

2 令和7年度の国の経済対策について(岡山県のスケジュール)

3つの補助金について、別々に交付申請を行っていただく必要があるので、ご注意ください。

補助金名	R7			R8						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
診療所等物価上昇対策支援金			 交付申請  精算払							
医療・福祉施設等物価高騰対策支援金				 交付申請  精算払						
診療所等賃上げ支援金						 交付申請  精算払				

- ・岡山県の実施計画（予定）であり、国や他の都道府県の実施スケジュールは上記とは異なります。
- ・申請時期が近くになりましたら、県から対象機関あてに、案内文書を郵送いたしますので、必ず内容をご確認ください。

本日の内容

- 1 本日の説明会について
- 2 令和7年度の国の経済対策について
- 3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内
 - ① 診療所等物価上昇対策支援金
 - ② 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金
 - ③ 診療所等賃上げ補助金
- 4 ホームページ等のご案内



3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

- ①診療所等物価上昇対策支援金
- ②医療・福祉施設等物価高騰対策支援金
- ③診療所等賃上げ補助金

○注意事項

- ・国や他の都道府県が実施する、同様の支援事業について、今回の説明内容が必ずしも当てはまるとは限りません。
- ・国の実施要綱に沿って実施する支援については、今後、国の要綱改正があった場合、内容が変更になることがあります。
- ・①は、令和8年1月30日付で、対象医療機関に対し、株式会社キャリアプランニングから申請のご案内文書を郵送しています。本説明会では、申請にあたっての注意事項などについてご説明します。
- ・②及び③は、今後実施を予定しているものであり、まだ申請の受付は始まっていませんが、交付要件や申請方法について、決定している範囲で、事前の説明をいたします。

3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

① 診療所等物価上昇対策支援金

令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための給付金を支給し、経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的として実施しています。

○対象施設及び支給額

14床以上の有床診療所	令和7年8月1日時点の許可病床数（※）×1.3万円
13床以下の有床診療所	1施設×17万円
無床診療所（医科・歯科）	1施設×17万円

※休床中の病床も支給対象となります。ただし、令和7年度岡山県病床数適正化支援事業給付金（410万4千円/床）を受給した上で令和7年8月2日以降削減した病床数は対象外です。

○支給要件

- ・令和7年4月1日以降に診療報酬請求を行っていること。
- ・今後も事業を継続する意思があること。

○申請期間

令和8年2月2日（月）～3月2日（月） ※郵送の場合は当日消印有効

3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

① 診療所等物価上昇対策支援金

○申請方法

①電子申請：対話形式による入力が可能となっており、入力漏れの可能性を減らせます。スマホからでも申請可能です。

(14床以上の有床診療所)

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54586



(13床以下の有床診療所及び無床診療所（医科・歯科）)

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54723



②郵送：申請書に必要事項を記入の上、下記送付先まで郵送してください。

【送付先】〒700-0901 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル7階

株式会社キャリアプランニング内 「岡山県診療所等物価上昇対策支援事務局」 あて
申請様式は下記アドレスよりダウンロードできます。

<https://www.pref.okayama.jp/page/1017577.html>



3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

① 診療所等物価上昇対策支援金

○よくある質問

①医療機関コードが10桁になっているが、7桁ではないか。

⇒頭に、医科診療所は「331」、歯科診療所は「333」をいれて10桁としてください。

②支援金に用途制限はあるのか。

⇒この支援金については、用途制限はありませんので、各医療機関の実情に応じて、必要な経費に充当してください。

③病床を休床しているが、休床を含めて申請していいか。

⇒この支援金については、許可病床数に基づき支給額を算定しますので、休床分を含めて申請してください。

ただし、令和7年度岡山県病床数適正化支援事業給付金（410万4千円/床）を受給した上で令和7年8月2日以降削減した病床数は除くようにお願いします。

④今後診療所を廃止予定だが、受給できるのか。

⇒廃止の予定がある診療所は対象外となります。受給後、予期せぬ事情により急遽廃止することになった場合は、支援金を返還いただくかどうか、個別に判断させていただきます。

3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

② 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金

物価高騰長期化の影響を受けているものの、公定価格により運営されているため、患者、利用者に光熱水費等の負担を転嫁できない医療施設、福祉施設等に対して、支援金を交付することとし、安全・安心で質の高い医療、福祉サービス等の維持を図ることを目的として実施します。

令和4年度以降毎年支給されておりますが、今年度の補助金額や支給要件などは、今後、岡山県議会2月定例会において補正予算協議が行われ、補正予算が成立した後に確定することとなりますので、あらかじめご了承ください。

○対象施設及び支給額

有床診療所（19床以下）	基本額7.4万円 + 1床（※）あたり4.8万円
無床診療所（医科・歯科）	1施設×12.7万円
指定訪問看護ステーション (介護保険法で指定を受けた事務所)	基本額6.2万円 + 中山間地域等加算2.4万円
指定訪問看護ステーション (健康保険法のみの指定を受けているものに限る)	基本額7.4万円 + 中山間地域等加算2.4万円

※令和7年4月1日～令和8年2月1日の間の最大稼働病床数です。休床中の病床は支給対象になりません。

3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

② 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金

○支給要件など（過去の要件を踏まえた見込み）

令和8年2月1日及び申請日時点で運営しており、今後も事業を継続する意思があること。

○想定されるスケジュール

例年、補正予算成立後3月中旬～4月中旬にかけて申請を受け付け、5月までに支給しております。

申請受付開始時期には、対象となる医療機関に対し案内文書が直接送付されますので、必ずご確認ください。

3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

③ 診療所等賃上げ補助金

診療所や訪問看護ステーションが賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従事者の処遇の改善につなげるため、賃上げに必要な経費として経費を補助し、確実な賃上げに繋げることを目的として実施します。

国が定める方法に従って職員の賃金改善を行い、事後に県へ申請すると、補助金が交付されます。

○対象施設及び補助上限額

3床以上の有床診療所	令和7年8月1日時点の許可病床数（※）×7.2万円
2床以下の有床診療所	1施設×15万円
無床診療所（医科・歯科）	1施設×15万円
訪問看護ステーション	1施設×22.8万円

※休床中の病床も支給対象となります。ただし、令和7年度岡山県病床数適正化支援事業給付金（1床あたり410万4千円）を受給した上で令和7年8月2日以降削減した病床数は対象外です。

○補助要件

令和7年4月1日以降に診療報酬請求を行っていること。

今後も事業を継続する意思があること。

令和8年3月1日時点で厚生局にベースアップ評価料を届け出ていること。（令和8年1月上旬に、県からベースアップ評価料未届け医療機関へお送りした文書で、届出期限を1月30日とご案内しておりましたが、国が要件を見直したため、3月1日に変更となっています。）

なお、院長と事務職員のみの診療所など、現在の制度上ベースアップ評価料の届出ができない診療所も、令和8年度診療報酬改定により制度が変更された後に届け出ることで支援対象となります。

3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

③ 診療所等賃上げ補助金

○補助対象経費

令和7年12月～令和8年5月に対象職員**へ支払った賃金のうち賃金改善部分**

※賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含む。

※賃上げに係る診療報酬及び他の補助金等を受給している場合、その額を除く。

○賃金改善の着手時期

遅くとも令和8年3月末まで

○補助金申請期間

令和8年6月～7月（予定）

令和8年6月までの賃金改善を行ったことの実績報告と補助金の交付申請を同時に提出していただきます。

補助金申請期間や申請様式を含めた必要書類については、令和8年5月末ごろに、県のホームページでお知らせするほか、対象となる医療機関には、郵送にて案内文書をお届けいたします。

3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

③ 診療所等賃上げ補助金

!!重要!!

これから説明する方法により賃金改善を行った場合のみ、
事後に補助金が支給されます。

3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

③ 診療所等賃上げ補助金

○基本的な考え方

令和8年6月から診療報酬改定に合わせた賃上げを行っていただくことを前提として、その前の半年分（令和7年12月～令和8年5月）についても前倒しで賃金改善を行っていただいた場合、賃金改善に要した経費に対し補助するものです。

パターン①

令和7年12月から令和8年5月まで対象職員のベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大

パターン②

令和8年3月までに、対象職員に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を支給し、4月から5月までベースアップを実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大

パターン③

令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して、令和7年度の対象職員のベースアップが2.0%を上回って実施している場合、令和7年12月から令和8年5月までの間の2.0%を上回る部分

※必ずしも医療機関ごとにパターン①～③のいずれか1つの方法を選択する必要はなく、職種や職員ごとにパターン①、②、③が異なっていても構いません。

※ベースアップ：基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げで、定期昇給による賃金の上昇部分を除く。

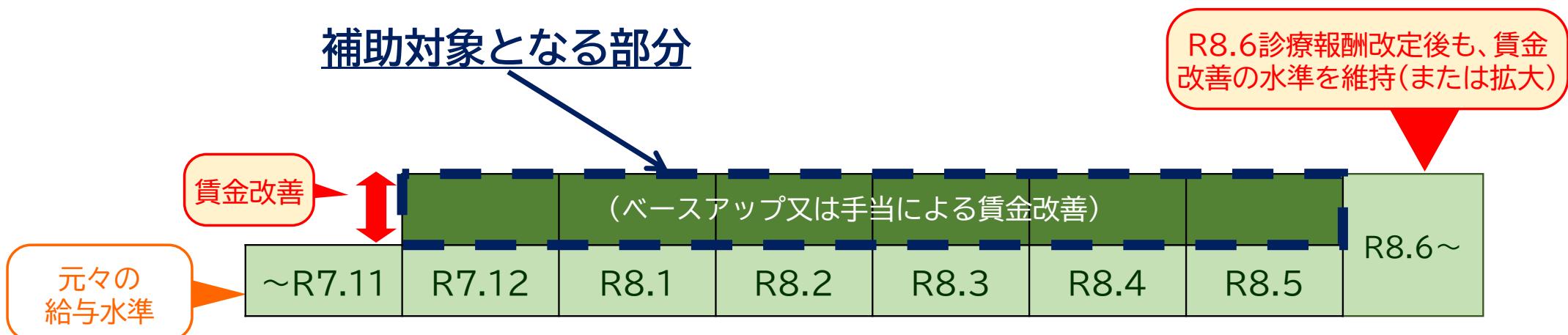
3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

③ 診療所等賃上げ補助金

パターン①

令和7年12月から令和8年5月までベースアップをした場合、ベースアップ分を補助

※6か月分の賃金改善が必要です。一部の期間（例：令和8年3～5月）のみ実施した場合は補助対象外です。



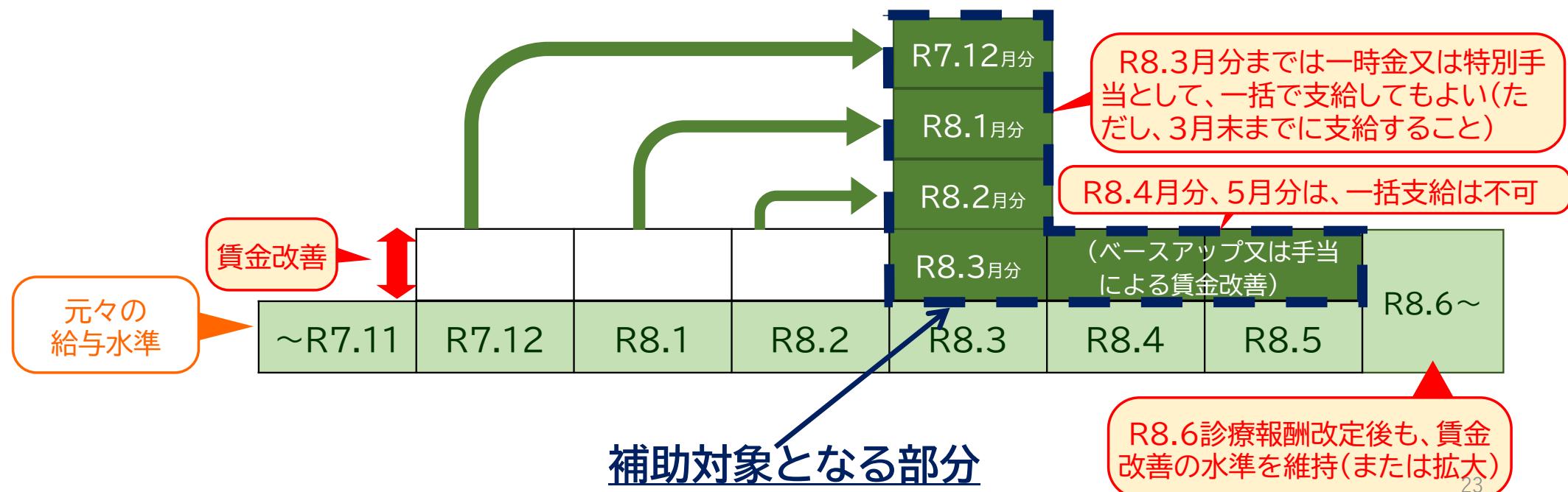
3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

③ 診療所等賃上げ補助金

パターン②

令和8年3月までに令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を支給し、4、5月をベースアップした場合、一時金又は特別手当及びベースアップ分を補助

※6か月分の賃金改善が必要です。一部の期間（例：令和8年3～5月）のみ実施した場合は補助対象外です。



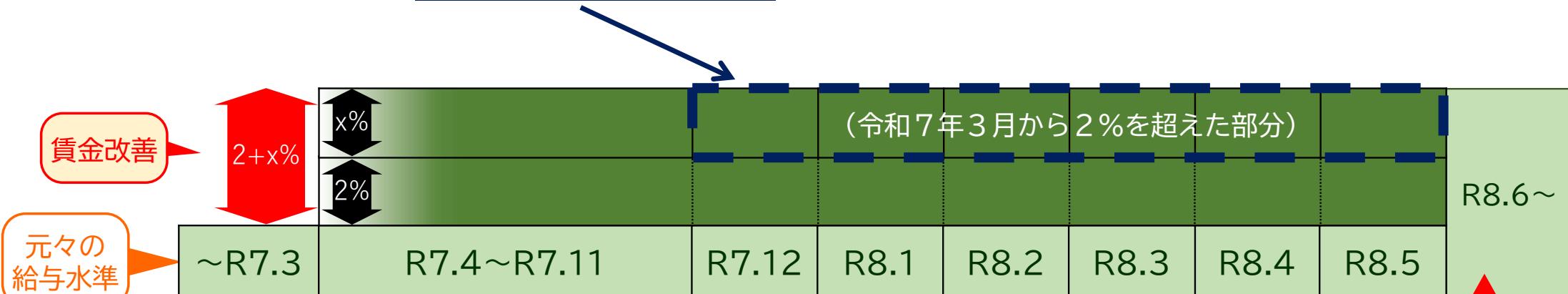
3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

③ 診療所等賃上げ補助金

パターン③

令和7年4月1日～11月末のどこかの時点で、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して、2%を超えたベースアップ又は手当による賃金改善を実施している場合、令和7年12月から令和8年5月までの間の2%を超えた部分を補助
※6か月分の賃金改善が必要です。一部の期間（例：令和8年3～5月）のみ実施した場合は補助対象外です。

補助対象となる部分



※4～11月の間のどこかの時点で賃上げをしていればよい

R8.6診療報酬改定後も、賃金改善の水準を維持(または拡大)

3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

③ 診療所等賃上げ補助金

○賃上げ支援の対象となる職種

①現在、ベースアップ評価料の対象となっている職種

- ・ 薬剤師
- ・ 保健師
- ・ 助産師
- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 看護補助者
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 義肢装具士
- ・ 歯科衛生士
- ・ 歯科技工士
- ・ 歯科業務補助者
- ・ 診療放射線技師
- ・ 診療エックス線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 衛生検査技師
- ・ 臨床工学技士
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 社会福祉士
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 救急救命士
- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
- ・ 柔道整復師
- ・ 公認心理師
- ・ 診療情報管理士
- ・ 医師事務作業補助者
- ・ その他医療に従事する職員

②令和8年度診療報酬改定により、ベースアップ評価料の対象となる予定（※）の職種

- ・ 事務職員
- ・ 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師

※ R8.2.13時点で詳細不明なため、十分ご注意ください

- 賃上げ支援の対象者は、医療機関等の開設者と労働契約を締結している方となります。
- 非常勤職員も対象となります。
- 医療施設の管理者、医療法人の理事長、個人事業主である院長は対象外となります。

3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内

③ 診療所等賃上げ補助金

【参考】令和7年度生産性向上・職場環境整備等事業補助金との違い

	生産性向上・職場環境整備等事業補助金	診療所等賃上げ補助金
補助対象経費	令和6年4月～令和7年12月に対象職員へ支払われた賃金のうち賃上げ部分	令和7年12月～令和8年5月に対象職員へ支払われた賃金のうちベースアップ部分
補助上限額	5床以上の有床診療所 許可病床数×4万円 4床以下の有床診療所 1施設当たり18万円 無床診療所（医科・歯科） 1施設当たり18万円 訪問看護ステーション 1施設当たり18万円	3床以上の有床診療所 許可病床数×7.2円 2床以下の有床診療所 1施設×15万円 無床診療所（医科・歯科） 1施設×15万円 訪問看護ステーション 1施設×22.8万円
手続きの流れ	①交付申請書・事業計画の提出 (変更交付申請書・事業計画の提出) ②賃上げなどの実施 ③実績報告書・請求書の提出 ④補助金の受給	①賃上げの実施 ②交付申請書兼請求書の提出 ③補助金の受給
賃上げ方法	支援期間内のいずれかの期間に、ベースアップを実施するか、手当、一時金等を支給	R7.12にベースアップを実施、又はベースアップに代わる手当を支給し、R8.5まで6か月間継続 (R7.12～R8.3分については一時金又は特別手当として支給することも可)
賃上げ水準の維持	特に制約はなし	診療報酬改定後も賃上げの水準を維持または拡大

本日の内容

- 1 本日の説明会について
- 2 令和7年度の国の経済対策について
- 3 診療所・訪問看護ステーションを対象とした支援のご案内
 - ① 診療所等物価上昇対策支援金
 - ② 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金
 - ③ 診療所等賃上げ補助金
- 4 ホームページ等のご案内



4 ホームページ等のご案内

① 診療所等物価上昇対策支援金

<https://www.pref.okayama.jp/page/1017577.html>



② 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金

ただいま準備中

③ 診療所等賃上げ補助金

<https://www.pref.okayama.jp/page/1019188.html>



④ 本説明会に関するお問合せ（メール）

i_ryoshien@pref.okayama.jp